

令和6年第4回廿日市市議会（第4回定例会）条例新旧対照表（その2）

議案第90号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第91号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第92号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	7

議案第90号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（期末手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前三任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	（勤勉手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前三任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

改正後	改正前
（期末手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	（期末手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

改正後	改正前																																
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																

改正後	改正前
（給与に関する特例） 第7条 （略） 2・3 （略） （削る） 4 第2項の規定による号給の決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第8条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下この条において「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第10条から第12条まで、第15条並びに第22条第1項及び第2項_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第3項、第22条の2第1項、第23条第2項及び第24条第2項第1号の規定の適用については_____ _____、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第24条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。	（給与に関する特例） 第7条 （略） 2・3 （略） 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第8条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下この条において「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第10条から第12条まで、第15条、<u>第22条第1項及び第2項並びに第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u> 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、<u>第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項_____の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例_____第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175_____」とする。</u>

議案第91号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

改正後

(給与の額等)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の230」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

別表第1（第3条、第7条関係）

区分		議員報酬及び報酬	費用弁償				
			日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜に つき）	食卓料 （1夜に つき）	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃	
市議会	議長	月額	540,000	(略)	(略)	(略)	(略)
			円				
	副議長	月額	500,000				
			円				
議員	月額	460,000					
		円					
(略)							
(略)							

別表第2（第3条、第7条関係）

区分	給料月額	日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜に つき）	食卓料 （1夜に つき）	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃
市長	965,000円	(略)	(略)	(略)	(略)
副市長	785,000円				
教育長	722,000円				

改正前

(給与の額等)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の235」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

別表第1（第3条、第7条関係）

区分		議員報酬及び報酬	費用弁償				
			日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜に つき）	食卓料 （1夜に つき）	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃	
市議会	議長	月額	520,000	(略)	(略)	(略)	(略)
			円				
	副議長	月額	480,000				
			円				
議員	月額	440,000					
		円					
(略)							
(略)							

別表第2（第3条、第7条関係）

区分	給料月額	日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜に つき）	食卓料 （1夜に つき）	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃
市長	940,000円	(略)	(略)	(略)	(略)
副市長	765,000円				
教育長	702,000円				

議案第92号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条（略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） （第2号会計年度任用職員の勤勉手当） 第15条の2（略） 2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4（略） （第1号会計年度任用職員の期末手当） 第26条（略） 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） （第1号会計年度任用職員の勤勉手当） 第26条の2（略） 2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者	（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条（略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） （第2号会計年度任用職員の勤勉手当） 第15条の2（略） 2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4（略） （第1号会計年度任用職員の期末手当） 第26条（略） 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） （第1号会計年度任用職員の勤勉手当） 第26条の2（略） 2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者

改正後	改正前
が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 （略）	が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 （略）

改正後	改正前
（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （第2号会計年度任用職員の勤勉手当） 第15条の2 （略） 2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 （略） （第1号会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （第1号会計年度任用職員の勤勉手当） 第26条の2 （略） 2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会	（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （第2号会計年度任用職員の勤勉手当） 第15条の2 （略） 2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 （略） （第1号会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （第1号会計年度任用職員の勤勉手当） 第26条の2 （略） 2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会

改正後	改正前
計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 (略)	計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 (略)

○職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第4号）【第3条関係】
 （下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 1～3 （略） （給与の内払） 4 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第<u>2条</u>の規定による改正前の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。	附 則 1～3 （略） （給与の内払） 4 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第<u>1条</u>の規定による改正前の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。